

平成16年3月29日

各 位

会社名 日本特殊陶業株式会社
代表者名 取締役社長 羽賀征治
(コード番号 5334 東証・名証第1部)
問合せ先 経理部長 柴垣信二
(TEL . 052 - 872 - 5918)

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定に関するお知らせ

平成16年3月29日開催の当社取締役会において決議いたしました2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行に関し、発行条件等について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

新株予約権に関する事項

1 . 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額	本社債の発行価額と同額とする。
転換価額	1,369 円
(参考)	
決定日(平成16年3月29日)における株価等の状況	
イ . 東京証券取引所の株価(終値)	992 円
ロ . アップ率 [{(転換価額)/(株価(終値)) - 1 } × 100]	38.00 %
2 . 新株の発行価額中の資本組入額	685 円
本新株予約権1個が上記転換価額により行使された場合の資本組入額	

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(ご 参 考)

- | | | |
|-------|---------------|---|
| (1) | 本社債の発行総額 | 150億円及び幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額 |
| (2) | 発行決議日 | 2004年3月29日 |
| (3) | 申込期間 | 該当なし |
| (4) | 払込期日及び発行日 | 2004年4月15日 |
| (5) | 本新株予約権の行使請求期間 | 2004年4月29日から2011年3月17日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、 当社の選択による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、 本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、 買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2011年3月17日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 |
| (6) | 償還期限 | 2011年3月31日 |

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。